

四国中央市公営企業建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱

平成21年 7 月31日

告示第144号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市公営企業契約規程（平成19年四国中央市告示第117号）の規定に基づき、公営企業が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）の契約に係る競争入札参加者に必要な等級別格付け（以下「格付け」という。）を実施する場合の基準及び競争入札に付す場合における業者の選定基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付けの実施等)

第2条 管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受け同法第27条の29第1項の規定による通知を受けた者から別に定める建設工事入札参加資格審査申請書の提出があった場合は、別表第1に定める格付け実施基準により審査し、別表第2に定める格付け決定基準（以下「格付け決定基準」という。）により格付けを決定したときは、建設工事格付け結果通知書（別記様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出は、別に定める期間内に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 工事経歴書
- (2) 技術職員名簿
- (3) 建設業の許可通知書の写し
- (4) 建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し
- (5) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
- (6) 市税等において未納がないことを証明する納税証明書の写し
- (7) 使用印鑑届
- (8) 印鑑登録証明書の写し
- (9) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 第1項の規定による通知があったもの（以下「有資格者」という。）に係る格付けは、当該格付けされた年度及びその翌年度の工事に係る競争入札について適用する。この場合において、当該格付けが決定されるまでの間は、従前の格付けによるものとする。

4 有資格者は、第1項の申請書の提出後においてその内容に変更が生じたときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

5 事業主の死亡、廃業、組織変更及び企業の合併等によって第1項の規定による格付けの決定を受けた有資格者の実態を引き継いだ者は、当該引継ぎの原因になる事実のあった日から90日以内に別に定める建設業者格付け継承申請書を管理者に提出することにより格付けを受けることができるものとする。

(業者の選定)

第3条 管理者は、工事を競争入札に付すときは、有資格者のうちから格付け決定基準及び別表第3に定める業者選定基準により競争入札参加者を選定するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により競争入札参加者を選定しようとするときは、格付け決定基準に定める格付け等級及びその発注対象工事金額により、当該工事の設計金額に対応する格付け等級に属するものから行うものとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、当該格付け等級の直近下位に属するものを選定することができる。
- 3 前項ただし書の場合において、選定されるものの数は、当該工事に係る選定業者数の2分の1に相当する数（その数に端数を生じたときは、これを切り捨てた数）を超えることができないものとする。
- 4 特に緊急を要する工事、特殊機械又は特殊技術を要する工事その他の管理者が特に認めた工事に係る競争入札参加者の選定は、第1項の規定を適用しない。

（共同企業体の選定基準）

第4条 管理者は、特定建設工事共同企業体に発注しようとするときの選定基準については、別に定めるものとする。

（格付けの変更又は抹消）

第5条 管理者は、有資格者が建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は同法第29条若しくは第29条の2の規定により許可を取り消されたときは、当該有資格者の格付けを変更又は抹消するものとする。

（準用）

第6条 第3条の規定は、随意契約の相手方を選定しようとする場合の取扱いについて準用する。

（その他）

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示により決定された格付け及び選定基準は、平成21年8月1日以後に入札通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札公告又は指名通知のあった入札執行分については四国中央市水道局建設工事請負業者選定要綱（平成19年四国中央市告示第119号）、四国中央市水道局建設工事請負業者格付け要領（平成19年四国中央市訓令第39号）、四国中央市水道局発注工事請負契約に係る指名基準（平成19年四国中央市訓令第29号）及び四国中央市水道局発注工事請負契約に係る指名基準の運用基準（平成19年四国中央市訓令第30号）の規定により決定された格付け及び選定基準によるものとする。

附 則（平成23年7月26日告示第154号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 7 月29日告示第141号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 6 月30日告示第107号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月20日告示第95号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 格付け実施基準第 2 項及び第 6 項第 1 号の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月30日告示第42号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 6 前項の規定による改正後の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月24日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表第 1 の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和３年６月３日告示第111号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月31日告示第84号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条中四国中央市水道局契約規程第２条の改正規定、第32条の改正規定（「第21条の14第１項第１号」を「第21条の13第１項第１号」に改める部分に限る。）並びに第33条第１項、第34条、第35条、第44条第１項及び第51条第１項の改正規定は、告示の日から施行する。

（四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第６条の規定による四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和７年６月10日告示第153号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表第２の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（令和８年３月30日告示第87号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 6 施行日の前日までに交付した第18条の規定による改正前の四国中央市水道局建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱別記様式に規定する通知書は、第18条の規定による改正後の四国中央市公営企業建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱別記様式に規定する通知書とみなす。

別表第1（第2条関係）

格付け実施基準

1 格付けの実施年度及び有効期間

格付けは、隔年ごとに実施し、当該毎2年度において入札の通知又は公告する入札案件に適用する。ただし、当該年度の格付けが実施されるまでの間は従前の格付けを有効なものとして取扱うものとする。

2 格付けの対象業者

格付けは、市内に主たる営業所を有する業者を対象に実施する。

3 格付けする工事の種類

格付けは、水道施設工事について実施する。

4 格付け等級の決定方法

格付けは、格付けを実施する年度の4月1日時点での次に掲げる評定項目について6に定める評点算定基準により審査し、算定された各評定項目の評点の合計である総合評点をもって、別表第2に定める格付け決定基準により等級を決定するものとする。

(1) 経営事項審査評定

(2) 工事成績評定

(3) 工事施工実績評定

(4) 工事施工能力評定

(5) 技術職員評定

5 等級格付けの決定通知等

4に基づき格付けを実施した場合は、建設工事格付け結果通知書により対象業者へ通知するとともに、有資格業者名簿を作成し閲覧に供するものとする。

6 評点算定基準

4に定める各評定項目の評点は、次の(1)から(5)により算定するものとする。

(1) 経営事項審査評定

入札に参加しようとする建設業者の経営状況に関して客観的な評定を行うものであり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査項目のうち工事の種類ごとの総合評定値をもってその評点とする。

(2) 工事成績評定

本市との間において請負契約・完成した工事の履行成績により主観的な評定を行うものであり、四国中央市工事検査規程（平成16年四国中央市告示第33号）第11条及び四国中央市公営企業工事検査規程（平成19年四国中央市告示第118号）第11条に定める工事成績の評定結果に応じた工事検査成績評点を算出する。

① 評定は、特定建設工事共同企業体で施工したもの及び修繕等の特殊なものを除き、格付けをしようとする前5箇年度中に工事成績評定を実施したすべての工事を対象とし、繰越事業等により年度当初に実施したものは当該事業年度に含むものとする。

② 格付けをしようとする年度の前5箇年度における工事成績評定点の平均検査点数（小数点第2位以下切捨て）を算出し、次の基準により工事検査成績評点を算出する。

なお、評定の対象となる年度において検査実績のない者の評点は、0点とする。

平均検査点数による評点算定基準

平均検査点数	評 点
60点未満	0点
60点以上65点未満のもの	10点
65点以上70点未満のもの	20点
70点以上75点未満のもの	30点
75点以上80点未満のもの	40点
80点以上のもの	50点

(3) 工事施工実績評定

本市と契約し、完成した工事の実績により評定するものとし、格付けをしようとする年度の前5箇年度における年間平均施工実績高の金額に応じて次の基準により評点を算出する。

平均施工実績高	評 点
50万円未満	0点
50万円以上100万円未満	5点
100万円以上500万円未満	10点
500万円以上1,000万円未満	20点
1,000万円以上3,000万円未満	30点
3,000万円以上5,000万円未満	50点
5,000万円以上	70点

(4) 工事施工能力評定

業者の工事施工能力を客観的に評価するため、完工実績により評定を行なうこととし、経営事項審査項目のうち総合評定値通知書に記載の年間平均完成工事高の金額(100万円未満切捨て)に応じて、次に定める算定基準により評点を算出する。

平均完成工事高	評 点
100万円未満	0点
100万円以上 1,000万円未満	5点
1,000万円以上 3,000万円未満	10点
3,000万円以上 5,000万円未満	20点
5,000万円以上 1億円未満	30点
1億円以上 2億円未満	50点
2億円以上	70点

(5) 技術職員評定

施工能力の向上と品質の確保を図るため、その重要な要素である技術職員について客観的に評定を行なうため、経営事項審査項目のうち総合評定値通知書に記載の技術者数に応じて、次に定める算定基準により評点を算出する。ただし、合計点数が100点を超える場合は、100点とする。

技術職員	評 点
1 級技術者 1 人当たり	1 0 点
2 級技術者 1 人当たり	5 点
その他技術者 1 人当たり	2 点

7 留意事項

この告示によってなされた格付けは、工事の発注に当たり、入札参加資格審査申請に基づき公営企業独自の方法により認定するものであり、当該建設業者の社会的な評価を示すものではない。

別表第2（第2条関係）

格付け決定基準

1 格付けの決定及び発注の基準

- (1) 別表第1の規定により算定された格付け総合評点に基づき、2に定める格付け等級基準表により、格付けを決定するものとする。
- (2) 業者格付け決定後、年度途中において新たに入札参加資格審査申請があった者は、総合評点に関係なく最下位の等級に格付けするものとする。
- (3) 総合評点が算出されているものの、格付けをしようとする年度の前5箇年度において本市発注の工事施工実績がない者については、最下位の等級に格付けするものとする。
- (4) 第2条の規定により、当該年度の格付けを決定するに当たり、等級がA又はBの者が降格する場合はC以上に格付けするものとし、C又はDの者が2等級以上昇格する場合は1等級上位の等級に格付けするものとする。

2 格付け等級基準表

水道施設工事

等級	総合評点	発注対象工事金額
A	600点以上	全工事
B	550点以上	2,000万円未満
C	550点未満	1,000万円未満
D	—	200万円未満

別表第 3（第 3 条関係）

業者選定基準

選定基準	運用基準
不誠実な行為	次の事項に該当する者は、選定しないこと。 (1) 四国中央市公営企業建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成19年四国中央市告示第120号）に基づく入札参加資格停止期間中期間中である者 (2) 契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が継続して従わないこと等契約の履行が不誠実である者 (3) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である者 (4) 警察当局から管理者に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等で、明らかに請負者として不適当であると認められる者 (5) その他管理者が請負者として不適当であると認めた者
経営状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると判断される者
安全管理の状況	公営企業発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続し、明らかに請負者として不適当であると認められる者
労働福祉の状況	(1) 賃金不払の状況が継続しており、明らかに請負者として不適当であると認められる者 (2) 加入する義務を有する社会保険等に参加していない者

工事成績の状況	次の事項に該当する場合は、選定にあたり勘案する。
当該工事に対する地理的条件	工事成績等が優良である者
手持ち工事の状況	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できる者
当該工事の施工についての技術的適性	工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力がある者 (1) 当該工事と同種の工事について相当の施工実績がある者 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる施工実績がある者 (3) 地形、地質等の自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績がある者 (4) 当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できる者 (5) 当該工事の施工にあたり、その性質上特殊な技術、機械器具または生産設備を有している者
安全管理の状況	(1) 安全管理の状況が優良である者 (2) 公営企業発注工事において過去2年間に死亡事故または休業8日以上を負傷事故の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である者
労働福祉の状況	(1) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約の締結、又は証紙購入若しくは貼付けがなされている者 (2) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である者 (3) 現場の環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に努めている者
選定する業者数の拡大	原則として、選定する業者の数は次のとおりとする。 (1) 設計金額が3,000万円以上の場合は10社以上 (2) 設計金額が500万円以上3,000万円未満の場合は8社以上 (3) 設計金額が500万円未満の場合は3社以上

別記様式（第2条関係）

建設工事格付け結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

四国中央市長

印

四国中央市公営企業建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定に基づき、先に提出のあった建設工事入札参加資格審査申請書により審査した結果、下記のとおり四国中央市公営企業が発注する建設工事における格付け等級を決定したので通知します。

記

【有効年度： 年度】

建設工事 の種類	経審評点 ①	工事成績 評点 ②	公営企業 施工実績 評点 ③	完工高 評点④	技術職員 評点 ⑤	総合評点 ①～⑤＝⑥	格付け 等級
水道施設 工 事							

備考

- 1 先に提出のあった入札参加資格審査申請書の記載事項が事実と相違すると認められるときは、参加資格を失わせ、又は格付け等級を降格することがあります。
- 2 申請内容に変更が生じたときは、変更届を提出してください。